令和３年度高等部（知的障害）入学者募集要項

宮城県立山元支援学校

１　募集学科，学年，定員

普通科　　第１学年　　２７人（修業年限３年）

２　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害（※１）がある者で，令和３年３月末日までに，中学校，特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者，義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

※１「学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害」
１　知的発達の遅滞があり，他人と意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
２　知的発達の遅滞の程度前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの。

〈注１〉中学校卒業若しくは卒業見込みの者，義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で，特別支援学校（知的障害）を志願する場合は，特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

〈注２〉中学校卒業若しくは卒業見込みの者，義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で，通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は，知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学指導委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学指導委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付すること。

３　出願手続

（１）出願書類

①　入学願書（本校所定のもの　本人・保護者記入）

②　調査書　（本校所定のもの　学校記入）

※本校ホームページよりダウンロードできる。

（２）出願書類の入手方法

①　教育相談に来校した際，直接交付する。

②　在学学校長を通して宮城県立山元支援学校長に請求し，交付を受ける。なお，郵送により請求をする場合は，返信用封筒に切手１２０円を貼り付け同封すること。

（３）出願書類の提出

①　出願期間

令和２年１２月１７日（木）から令和３年１月５日（火）午後４時まで

※受付は土曜日，日曜日，祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く，午前

９時から午後４時までとする。郵送の場合であっても受付最終日の午後４時まで必着のこと。

② 提出方法

持参又は郵送

※志願者は，出願書類を，出身学校の校長を経て提出する。

③ 提出先

本校事務室（郵送の場合の宛先は，次のとおり）

〒989-2202　宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 100－2
宮城県立山元支援学校長　宛

※郵送の場合には，簡易書留とし，封筒に「入学願書在中」と朱書し，郵送すること。その際，受検票送付用封筒１通（長形３号，簡易書留速達郵便料金分の切手６５４円を貼付し，学校の郵便番号，住所，学校名，校長名を記入，「受検票在中」と朱書きしたもの）を同封すること。

（４）その他

① 出願にかかる手数料は徴収しない。

② 受理した書類（受検票送付用封筒，切手等を含む）は，出願の取り消し等があっても返還しない。

４　併願の不可

公立高等学校又は他の公立特別支援学校との併願は認めないものとする。

５　県外からの出願

宮城県教育委員会「令和３年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項」第２の５（ｐ３～ｐ５）による。

６　出願の取消

出願を取り消す場合は，宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て，速やかに本校校長に届け出るとともに，受検票を返還すること。

７　追検による選考の実施

（１）選考日当日に実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために，追検による選考を実施する。

（２）追検による選考は，選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で，次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

① インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

② その他やむを得ない事由のある者

（３）選考日当日において，諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には，本校校長が追検による選考についてその実施の可否，内容等について判断することとする。

（４）追検による選考における諸検査及び面接等は，選考日に準じて実施する。

（５）実施上の手続きは以下のとおりとする。

① やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は，在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。

② 当該出身学校長は，追検による選考の必要があると認めた場合には，選考日当日の午後４時までに，本校校長へ電話等で連絡する。

③ 当該出身学校長は，１月１８日（月）午後５時までに，追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し，本校校長へ持参または郵送する。

④ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した本校校長は，申請書類を審査の上，追検による選考の承認の可否を判断し，速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式７号－２）を送付する。

⑤ 追検による選考を認められた受検生は追検による選考当日，受検票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。

⑥ 追検による選考に関係する書類の送付については，事態の緊急性に鑑み，まずＦＡＸ等で送付し，その後，速やかに持参または郵送することとする。

８ 入学者の選考

（１）期　　日　令和３年１月１４日（木）
※追検による選考を実施する場合
令和３年１月２０日（水）

（２）場　　所　宮城県立山元支援学校

（３）選考方法　出願書類，諸検査，面接の結果を総合的に判断して行う。

（４）日　　程　８：４５～　９：００　受　付
９：００～１１：０５　諸検査（国語・作業能力・運動能力）
１１：０５～１２：０５　面　接（生徒・保護者）

（５）持 ち 物　受検票，筆記用具，運動着，室内用運動靴

９ 合格発表

（１）日　　時　令和３年１月２５日（月）　午後３時

（２）方　　法　合格者の受検番号を本校昇降口に掲示する。
なお，結果に係る通知書の郵送を希望する場合は，次の結果通知用封筒１通を出願書類に同封すること。
※角形２号，簡易書留速達郵便料金分の切手６９０円を貼付し，郵便番号，住所，学校名，出身学校長名等を明記すること。

10 第二次募集

合格者数が募集定員に満たない場合，第二次募集を行う。第二次募集の出願期間，選考方法及び合格者の発表日については，別に公表する。

11 入学の辞退

合格者のうち，入学を辞退する者は，入学辞退届（様式第４号）により出身学校長を経て本校

校長に届け出る。

12　学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示

学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示について，希望する受検生等は，本校に直接申し出ること。なお，開示期間は，合格発表の翌日から１ヶ月間とする。

13　教育相談

出願希望者は，あらかじめ教育相談を受けること。

14　諸検査及び面接等の実施上，配慮を要する者の扱い

出身学校長は，身体上のこと等で特に配慮を要する者の諸検査及び面接等については，事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上，出願期間前のできるだけ早い時期に，本校校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請する。

15　問合せ先

宮城県立山元支援学校
〒989-2202　宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原１００－２
電　話　0223-37-0518
ＦＡＸ　0223-37-2727
担　当　教務主任　木戸